

令和3年度

定期監査報告書

定期監査実施日
令和3年11月1日

西和賀町監査委員

◆公有財産は関係法令等に基づき適正に管理されているか

西和賀町財務規則 第10章 財産

●第1節 公有財産

- ・ 公有財産に関する事務 (第175条)
- ・ 財産の取得 (第176条)
- ・ 財産取得の通知等 (第177条)
- ・ 財産の管理 (第178条)
- ・ 財産台帳 (第179条)
- ・ 価格の再評価 (第180条)
- ・ 行政財産の用途の変更 (第181条)
- ・ 行政財産の所管替え (第182条)
- ・ 行政財産の用途の廃止 (第183条)
- ・ 行政財産の目的外の使用 (第184条)
- ・ 教育財産の使用許可の協議 (第185条)
- ・ 普通財産の貸付け (第186条)
- ・ 普通財産の貸付け以外の使用 (第187条)
- ・ 普通財産処分のお知らせ (第188条)
- ・ 延納の場合の担保 (第189条)
- ・ 延納利息 (第190条)

●第2節 物品

- ・ 整理の原則 (第191条)
- ・ 管理の義務 (第192条)
- ・ 保管の原則 (第193条)
- ・ 物品調達計画 (第194条)
- ・ 分類 (第195条)
- ・ 物品の価格 (第196条)
- ・ 取得 (第197条)
- ・ 受入れ (第198条)
- ・ 備品の表示 (第199条)
- ・ 共用 (第200条)
- ・ 分類換え (第201条)
- ・ 所管替え (第202条)
- ・ 返納 (第203条)
- ・ 供用不適品の報告 (第204条)
- ・ 不用の決定等 (第205条)
- ・ 売払い (第206条)
- ・ 重要物品 (第207条)
- ・ 修繕又は改造 (第208条)
- ・ 占有動産 (第209条)

監査の対象部署

- ・健康福祉課
- ・町民課
- ・農業振興課
- ・林業振興課

監査日

令和3年11月1日（月）

監査の範囲

財産（備品）は関係法令等に基づき適正に管理されているか。
（財務規則第175条から第209条まで）

監査の方法

監査対象課から備品に関する固定資産一覧表等の関係資料の提出を求め、担当課長から主に資料の説明と現状の備品管理について説明を聴取した。

監査の主な着眼点

- 台帳整備が適正に行われているか。
- 備品の保管方法、保管場所は適正か。
- 備品整理票の貼付は適正か。
- 取得、廃棄、所管替えの手続きは適正か。

監査結果

物品（備品）は「普通地方公共団体の財産（地方自治法第237条第1項）」とされ、その管理については「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない（地方財政法第8条）。」と定められている。また、西和賀町財務規則において適正な備品管理を図るための規定が定められている。

厳しい財政状況が続いている本町においては、購入された備品は町の貴重な財産であり、厳密な管理が求められる。一方、事務事業や業務内容の多様化に伴い、備品の数量や種類が増加し、限られた職員数の中で適正に管理していくためには、効率的な運用も必要と思われる。平成17年11月からの新財務会計システムの導入に併せ、備品管理についても同システムの一部として運用されている。

今回、定期監査の対象として4課を選定し、西和賀町財務規則に基づいて検証した結果、備品の整理、現物確認、備品管理票など関係書類の不備が見受けられたため、適切な管理・運用に努めるよう全部署への周知を徹底されたい。

※財産管理根拠の抜粋

地方自治法第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第 238 条の 5 第 2 項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第 3 項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

地方自治法第 239 条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品を（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。

3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有権」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

地方財政法第 8 条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。